

## 議案第1号 説明資料

### 幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属す</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第15条の2 略 (期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u></p> <p>4～6 略</p> <p>第16条の2及び第16条の3 略 (勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属す</p>

現 行 条 例	改 正 条 例																		
<p>る月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>る月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p>																		
3～5 略	3～5 略																		
<p>(寒冷地手当)</p> <p>第18条 每年11月から翌年3月までの各月の初日（以下次条において「基準日」という。）において在職する職員に対して、寒冷地手当を支給する。</p> <p>第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯等の区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主である職員</td> <td><u>26,380円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の世帯主である職員</td> <td><u>14,580円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td><u>10,340円</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	支給額	世帯主である職員	<u>26,380円</u>	その他の世帯主である職員	<u>14,580円</u>	その他の職員	<u>10,340円</u>	<p>(寒冷地手当)</p> <p>第18条 每年11月から翌年3月までの各月の初日（以下次条において「基準日」という。）において在職する職員に対して、寒冷地手当を支給する。</p> <p>第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯等の区分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主である職員</td> <td><u>29,400円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の世帯主である職員</td> <td><u>16,200円</u></td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td><u>11,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	支給額	世帯主である職員	<u>29,400円</u>	その他の世帯主である職員	<u>16,200円</u>	その他の職員	<u>11,500円</u>		
世帯等の区分	支給額																		
世帯主である職員	<u>26,380円</u>																		
その他の世帯主である職員	<u>14,580円</u>																		
その他の職員	<u>10,340円</u>																		
世帯等の区分	支給額																		
世帯主である職員	<u>29,400円</u>																		
その他の世帯主である職員	<u>16,200円</u>																		
その他の職員	<u>11,500円</u>																		
第20条～第23条 略	第20条～第23条 略																		
<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>行政職給料表 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> </table>	職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	<p>別表第1（第4条関係）</p> <p>行政職給料表 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の</th> <th>職務の級</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> </tr> </thead> </table>	職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級											
職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級											

## 現 行 条 例

区分	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	<u>1</u>	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	<u>2</u>	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	<u>3</u>	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	<u>4</u>	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	<u>5</u>	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	<u>6</u>	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	<u>7</u>	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	<u>8</u>	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	<u>9</u>	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	<u>10</u>	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	<u>11</u>	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	<u>12</u>	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	<u>13</u>	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	<u>14</u>	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	<u>15</u>	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	<u>16</u>	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	<u>17</u>	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	<u>18</u>	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	<u>19</u>	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	<u>20</u>	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	<u>21</u>	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	<u>22</u>	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	<u>23</u>	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	<u>24</u>	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	<u>25</u>	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	<u>26</u>	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	<u>27</u>	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	<u>28</u>	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	<u>29</u>	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	<u>30</u>	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	<u>31</u>	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200

## 改 正 条 例

区分	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	<u>1</u>	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	<u>2</u>	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	<u>3</u>	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	<u>4</u>	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	<u>5</u>	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	<u>6</u>	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	<u>7</u>	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	<u>8</u>	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	<u>9</u>	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	<u>10</u>	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	<u>11</u>	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	<u>12</u>	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	<u>13</u>	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	<u>14</u>	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	<u>15</u>	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	<u>16</u>	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	<u>17</u>	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	<u>18</u>	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	<u>19</u>	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	<u>20</u>	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	<u>21</u>	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	<u>22</u>	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	<u>23</u>	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	<u>24</u>	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	<u>25</u>	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	<u>26</u>	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	<u>27</u>	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	<u>28</u>	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	<u>29</u>	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	<u>30</u>	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	<u>31</u>	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300

## 現 行 条 例

## 改 正 条 例

<u>32</u>	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
<u>33</u>	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
<u>34</u>	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
<u>35</u>	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
<u>36</u>	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
<u>37</u>	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
<u>38</u>	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
<u>39</u>	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
<u>40</u>	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
<u>41</u>	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
<u>42</u>	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
<u>43</u>	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
<u>44</u>	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
<u>45</u>	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
<u>46</u>	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
<u>47</u>	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
<u>48</u>	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
<u>49</u>	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
<u>50</u>	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
<u>51</u>	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
<u>52</u>	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
<u>53</u>	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
<u>54</u>	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
<u>55</u>	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
<u>56</u>	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
<u>57</u>	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
<u>58</u>	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
<u>59</u>	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
<u>60</u>	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
<u>61</u>	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
<u>62</u>	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
<u>63</u>	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	

<u>32</u>	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
<u>33</u>	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
<u>34</u>	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
<u>35</u>	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
<u>36</u>	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
<u>37</u>	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
<u>38</u>	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
<u>39</u>	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
<u>40</u>	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
<u>41</u>	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
<u>42</u>	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
<u>43</u>	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
<u>44</u>	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
<u>45</u>	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
<u>46</u>	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
<u>47</u>	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
<u>48</u>	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
<u>49</u>	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
<u>50</u>	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
<u>51</u>	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
<u>52</u>	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
<u>53</u>	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
<u>54</u>	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
<u>55</u>	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
<u>56</u>	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
<u>57</u>	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
<u>58</u>	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
<u>59</u>	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
<u>60</u>	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
<u>61</u>	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
<u>62</u>	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
<u>63</u>	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	

## 現 行 条 例

## 改 正 条 例

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				

64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400				
95		299,700	347,800				

## 現 行 条 例

<u>96</u>		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>					
<u>97</u>		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>					
<u>98</u>		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>					
<u>99</u>		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>					
<u>100</u>		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>					
<u>101</u>		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					
<u>102</u>		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					
<u>103</u>		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					
<u>104</u>		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					
<u>105</u>		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>					
<u>106</u>		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>					
<u>107</u>		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>					
<u>108</u>		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					
<u>109</u>		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					
<u>110</u>		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					
<u>111</u>		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					
<u>112</u>		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					
<u>113</u>		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					
<u>114</u>		<u>302,000</u>						
<u>115</u>		<u>302,300</u>						
<u>116</u>		<u>302,700</u>						
<u>117</u>		<u>302,900</u>						
<u>118</u>		<u>303,100</u>						
<u>119</u>		<u>303,400</u>						
<u>120</u>		<u>303,700</u>						
<u>121</u>		<u>304,100</u>						
<u>122</u>		<u>304,300</u>						
<u>123</u>		<u>304,600</u>						
<u>124</u>		<u>304,900</u>						
<u>125</u>		<u>305,200</u>						
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	

## 改 正 条 例

<u>96</u>		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>					
<u>97</u>		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>					
<u>98</u>		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>					
<u>99</u>		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>					
<u>100</u>		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>					
<u>101</u>		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>					
<u>102</u>		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>					
<u>103</u>		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>					
<u>104</u>		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>					
<u>105</u>		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>					
<u>106</u>		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>					
<u>107</u>		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>					
<u>108</u>		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>					
<u>109</u>		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>					
<u>110</u>		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>					
<u>111</u>		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>					
<u>112</u>		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>					
<u>113</u>		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>					
<u>114</u>		<u>305,300</u>						
<u>115</u>		<u>305,600</u>						
<u>116</u>		<u>306,000</u>						
<u>117</u>		<u>306,200</u>						
<u>118</u>		<u>306,400</u>						
<u>119</u>		<u>306,700</u>						
<u>120</u>		<u>307,000</u>						
<u>121</u>		<u>307,400</u>						
<u>122</u>		<u>307,600</u>						
<u>123</u>		<u>307,900</u>						
<u>124</u>		<u>308,200</u>						
<u>125</u>		<u>308,500</u>						
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	

## 現 行 条 例

短時間	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	

## 改 正 条 例

短時間	円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	

幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第8条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度の障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族について<del>は1人につき6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。</del></p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第9条 新たに職員となった者は、扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいづれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨任命権者に</p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条～第7条 略</p> <p><u>(扶養手当)</u></p> <p>第8条 扶養手当は扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の道がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度の障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいづれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第9条 削除</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>届出なければならない。</u></p> <p>(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p>	
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがないうちににおいてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けていた職員が退職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けていた職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	
<p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、その支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けていた職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けていた職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p>	
<p>第9条の2 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p>	<p>第9条の2 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員及びその同居の親族を居住させるため幕別町が設置する職員住宅（これに準ずる家屋又は家屋の部分及びこれに附帯する工作物その他の施設を含む。）の貸付を受けている者その他規則で定める職員を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 第9条の5の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（<u>交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。</u>）</p>	<p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（職員及びその同居の親族を居住させるため幕別町が設置する職員住宅（これに準ずる家屋又は家屋の部分及びこれに附帯する工作物その他の施設を含む。）の貸付を受けている者その他規則で定める職員を除く。次号において同じ。）</p> <p>(2) 第9条の5の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</p> <p>ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額</p> <p>イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。</p> <p>（通勤手当）</p> <p>第9条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のための交通機関又は有料の道路（以下この条において「<u>交通機関等</u>」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「<u>運賃等</u>」といふ。）を負担することを常例とする職員（<u>交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。</u>）</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 町長が規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も</p>	<p>勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、町長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項において「運賃等相当額」という。</u>）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 町長が規則で定める額</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 <u>交通機関等</u>を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒步により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</u></p> <p><u>3 略</u>  <u>4 略</u>  <u>5 略</u>  <u>6 略</u></p> <p>(单身赴任手当)</p> <p>第9条の5 略  2 略</p> <p>3 <u>地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第2項の職員又は他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、单身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。</u></p> <p>4 略</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</p>	<p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4 略</u>  <u>5 略</u>  <u>6 略</u>  <u>7 略</u></p> <p>(单身赴任手当)</p> <p>第9条の5 略  2 略</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する部局に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、单身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、单身赴任手当を支給する。</u></p> <p>4 略</p> <p>第10条～第14条 略</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第15条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 管理職手当の額は、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>の100分の25を超えない範囲内で、規則で定める額とする。</p> <p>3 第1項に規定する職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条の2 管理職員特別勤務手当は、前条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に</p>	<p>の100分の25を超えない範囲内で、規則で定める額とする。</p> <p>3 第1項に規定する職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当は支給しない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条の2 管理職員特別勤務手当は、前条の規定に基づき管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第16条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>第16条の2及び第16条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第18条 每年11月から翌年3月までの各月の初日（以下次条において「基準日」という。）において在職する職員に対して、寒冷地手当を支給する。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の町長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第18条 每年11月から翌年3月までの各月の初日（以下次条において「基準日」という。）において在職する職員に対して、寒冷地手当を支給する。</p>

現 行 条 例		改 正 条 例																																																																																																																																																																																					
第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。		第19条 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯等の区分</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主である職員</td><td>扶養親族のある職員 29,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>その他の世帯主である職員 16,200円</td></tr> <tr> <td>その他の職員</td><td>11,500円</td></tr> </tbody> </table>		世帯等の区分	支給額	世帯主である職員	扶養親族のある職員 29,400円		その他の世帯主である職員 16,200円	その他の職員	11,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯等の区分</th><th>支給額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯主である職員</td><td>扶養親族のある職員 29,400円</td></tr> <tr> <td></td><td>その他の世帯主である職員 16,200円</td></tr> <tr> <td>その他の職員</td><td>11,500円</td></tr> </tbody> </table>		世帯等の区分	支給額	世帯主である職員	扶養親族のある職員 29,400円		その他の世帯主である職員 16,200円	その他の職員	11,500円																																																																																																																																																																				
世帯等の区分	支給額																																																																																																																																																																																						
世帯主である職員	扶養親族のある職員 29,400円																																																																																																																																																																																						
	その他の世帯主である職員 16,200円																																																																																																																																																																																						
その他の職員	11,500円																																																																																																																																																																																						
世帯等の区分	支給額																																																																																																																																																																																						
世帯主である職員	扶養親族のある職員 29,400円																																																																																																																																																																																						
	その他の世帯主である職員 16,200円																																																																																																																																																																																						
その他の職員	11,500円																																																																																																																																																																																						
第20条及び第21条 略		第20条及び第21条 略																																																																																																																																																																																					
(専従休職者の給与)		(専従休職者の給与)																																																																																																																																																																																					
第22条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。		第22条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。																																																																																																																																																																																					
(特定の職員についての適用除外)		(特定の職員についての適用除外)																																																																																																																																																																																					
第22条の2 第8条から第9条の3まで、第18条、第19条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。		第22条の2 第8条及び前条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。																																																																																																																																																																																					
第22条の3及び第23条 略		第22条の3及び第23条 略																																																																																																																																																																																					
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)																																																																																																																																																																																					
行政職給料表 (単位 円)		行政職給料表 (単位 円)																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>号給</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前</td><td>1</td><td>183,500</td><td>230,000</td><td>261,300</td><td>287,300</td><td>309,800</td><td>335,000</td><td>373,400</td></tr> <tr> <td>再任用</td><td>2</td><td>184,600</td><td>231,500</td><td>262,300</td><td>288,900</td><td>311,500</td><td>336,900</td><td>376,000</td></tr> <tr> <td>短時間</td><td>3</td><td>185,800</td><td>233,000</td><td>263,300</td><td>290,400</td><td>313,200</td><td>338,700</td><td>378,300</td></tr> <tr> <td>勤務職員以外</td><td>4</td><td>186,900</td><td>234,500</td><td>264,300</td><td>291,900</td><td>314,700</td><td>340,500</td><td>380,500</td></tr> <tr> <td>の職員</td><td>5</td><td>188,000</td><td>236,000</td><td>265,300</td><td>293,400</td><td>316,100</td><td>342,200</td><td>382,400</td></tr> <tr> <td></td><td>6</td><td>189,700</td><td>237,500</td><td>266,300</td><td>294,900</td><td>317,400</td><td>343,900</td><td>384,700</td></tr> <tr> <td></td><td>7</td><td>191,300</td><td>239,000</td><td>267,300</td><td>296,300</td><td>318,700</td><td>345,500</td><td>386,800</td></tr> <tr> <td></td><td>8</td><td>192,900</td><td>240,500</td><td>268,300</td><td>297,600</td><td>320,000</td><td>347,200</td><td>388,800</td></tr> </tbody> </table>		職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	定年前	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	再任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	短時間	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	勤務職員以外	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400		6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700		7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800		8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職員の区分</th><th>職務の級</th><th>1級</th><th>2級</th><th>3級</th><th>4級</th><th>5級</th><th>6級</th><th>7級</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>号給</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th><th>給料月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定年前</td><td>1</td><td>183,500</td><td>230,000</td><td>265,300</td><td>298,800</td><td>321,300</td><td>355,200</td><td>408,300</td></tr> <tr> <td>再任用</td><td>2</td><td>184,600</td><td>231,500</td><td>266,300</td><td>300,300</td><td>323,100</td><td>356,900</td><td>410,200</td></tr> <tr> <td>短時間</td><td>3</td><td>185,800</td><td>233,000</td><td>267,300</td><td>301,800</td><td>324,900</td><td>358,500</td><td>412,100</td></tr> <tr> <td>勤務職員以外</td><td>4</td><td>186,900</td><td>234,500</td><td>268,300</td><td>303,200</td><td>326,600</td><td>360,100</td><td>413,900</td></tr> <tr> <td>の職員</td><td>5</td><td>188,000</td><td>236,000</td><td>269,300</td><td>304,600</td><td>328,300</td><td>361,700</td><td>415,700</td></tr> <tr> <td></td><td>6</td><td>189,700</td><td>237,500</td><td>270,300</td><td>305,700</td><td>330,000</td><td>363,500</td><td>417,500</td></tr> <tr> <td></td><td>7</td><td>191,300</td><td>239,000</td><td>271,300</td><td>306,700</td><td>331,700</td><td>365,000</td><td>419,300</td></tr> <tr> <td></td><td>8</td><td>192,900</td><td>240,500</td><td>272,300</td><td>307,900</td><td>333,400</td><td>366,600</td><td>421,100</td></tr> </tbody> </table>		職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	区分	号給	給料月額	定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	短時間	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	勤務職員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																															
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																															
定年前	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400																																																																																																																																																																															
再任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000																																																																																																																																																																															
短時間	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300																																																																																																																																																																															
勤務職員以外	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500																																																																																																																																																																															
の職員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400																																																																																																																																																																															
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700																																																																																																																																																																															
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800																																																																																																																																																																															
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800																																																																																																																																																																															
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級																																																																																																																																																																															
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																																																																																																																																																															
定年前	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300																																																																																																																																																																															
再任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200																																																																																																																																																																															
短時間	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100																																																																																																																																																																															
勤務職員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900																																																																																																																																																																															
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700																																																																																																																																																																															
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500																																																																																																																																																																															
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300																																																																																																																																																																															
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100																																																																																																																																																																															

## 現 行 条 例

## 改 正 条 例

<u>9</u>	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
<u>10</u>	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
<u>11</u>	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
<u>12</u>	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
<u>13</u>	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
<u>14</u>	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
<u>15</u>	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
<u>16</u>	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
<u>17</u>	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
<u>18</u>	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
<u>19</u>	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
<u>20</u>	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
<u>21</u>	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
<u>22</u>	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
<u>23</u>	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
<u>24</u>	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
<u>25</u>	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
<u>26</u>	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
<u>27</u>	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
<u>28</u>	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
<u>29</u>	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
<u>30</u>	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
<u>31</u>	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
<u>32</u>	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
<u>33</u>	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
<u>34</u>	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
<u>35</u>	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
<u>36</u>	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
<u>37</u>	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
<u>38</u>	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
<u>39</u>	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
<u>40</u>	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100

<u>9</u>	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
<u>10</u>	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
<u>11</u>	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
<u>12</u>	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
<u>13</u>	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
<u>14</u>	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
<u>15</u>	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
<u>16</u>	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
<u>17</u>	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
<u>18</u>	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
<u>19</u>	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
<u>20</u>	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
<u>21</u>	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
<u>22</u>	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
<u>23</u>	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
<u>24</u>	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
<u>25</u>	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
<u>26</u>	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
<u>27</u>	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
<u>28</u>	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
<u>29</u>	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
<u>30</u>	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
<u>31</u>	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
<u>32</u>	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
<u>33</u>	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
<u>34</u>	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
<u>35</u>	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
<u>36</u>	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
<u>37</u>	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
<u>38</u>	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
<u>39</u>	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
<u>40</u>	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

## 現 行 条 例

## 改 正 条 例

<u>41</u>	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700
<u>42</u>	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300
<u>43</u>	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900
<u>44</u>	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500
<u>45</u>	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200
<u>46</u>	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000
<u>47</u>	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400
<u>48</u>	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100
<u>49</u>	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600
<u>50</u>	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000
<u>51</u>	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400
<u>52</u>	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800
<u>53</u>	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200
<u>54</u>	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600
<u>55</u>	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000
<u>56</u>	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300
<u>57</u>	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
<u>58</u>	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
<u>59</u>	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
<u>60</u>	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
<u>61</u>	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
<u>62</u>	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
<u>63</u>	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
<u>64</u>	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
<u>65</u>	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
<u>66</u>	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
<u>67</u>	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
<u>68</u>	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
<u>69</u>	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
<u>70</u>	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
<u>71</u>	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
<u>72</u>	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	

<u>41</u>	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
<u>42</u>	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
<u>43</u>	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
<u>44</u>	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
<u>45</u>	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
<u>46</u>	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
<u>47</u>	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
<u>48</u>	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
<u>49</u>	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
<u>50</u>	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
<u>51</u>	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
<u>52</u>	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
<u>53</u>	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
<u>54</u>	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
<u>55</u>	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
<u>56</u>	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
<u>57</u>	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
<u>58</u>	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
<u>59</u>	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
<u>60</u>	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
<u>61</u>	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
<u>62</u>	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
<u>63</u>	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
<u>64</u>	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
<u>65</u>	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
<u>66</u>	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
<u>67</u>	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
<u>68</u>	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
<u>69</u>	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
<u>70</u>	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
<u>71</u>	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
<u>72</u>	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	

## 現 行 条 例

<u>73</u>	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
<u>74</u>	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
<u>75</u>	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
<u>76</u>	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
<u>77</u>	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
<u>78</u>	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
<u>79</u>	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
<u>80</u>	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
<u>81</u>	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
<u>82</u>	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	
<u>83</u>	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300	
<u>84</u>	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500	
<u>85</u>	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700	
<u>86</u>	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500		
<u>87</u>	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800		
<u>88</u>	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000		
<u>89</u>	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200		
<u>90</u>	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500		
<u>91</u>	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800		
<u>92</u>	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000		
<u>93</u>	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200		
<u>94</u>		299, 400	347, 400				
<u>95</u>		299, 700	347, 800				
<u>96</u>		300, 100	348, 200				
<u>97</u>		300, 300	348, 400				
<u>98</u>		300, 600	348, 800				
<u>99</u>		301, 000	349, 200				
<u>100</u>		301, 400	349, 500				
<u>101</u>		301, 600	349, 800				
<u>102</u>		301, 900	350, 200				
<u>103</u>		302, 200	350, 600				
<u>104</u>		302, 500	351, 000				

## 改 正 条 例

<u>73</u>	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
<u>74</u>	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
<u>75</u>	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
<u>76</u>	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
<u>77</u>	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
<u>78</u>	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
<u>79</u>	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
<u>80</u>	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
<u>81</u>	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
<u>82</u>	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
<u>83</u>	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
<u>84</u>	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
<u>85</u>	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
<u>86</u>	256, 000	297, 100	346, 000				
<u>87</u>	256, 300	297, 400	346, 400				
<u>88</u>	256, 600	297, 700	346, 800				
<u>89</u>	256, 900	298, 000	347, 000				
<u>90</u>	257, 200	298, 300	347, 400				
<u>91</u>	257, 500	298, 600	347, 800				
<u>92</u>	257, 800	299, 000	348, 200				
<u>93</u>	258, 100	299, 200	348, 400				
<u>94</u>		299, 400	348, 800				
<u>95</u>		299, 700	349, 200				
<u>96</u>		300, 100	349, 500				
<u>97</u>		300, 300	349, 800				
<u>98</u>		300, 600	350, 200				
<u>99</u>		301, 000	350, 600				
<u>100</u>		301, 400	351, 000				
<u>101</u>		301, 600	351, 500				
<u>102</u>		301, 900	351, 900				
<u>103</u>		302, 200	352, 300				
<u>104</u>		302, 500	352, 700				

## 現 行 条 例

<u>105</u>		302,700	351,500				
<u>106</u>		303,000	351,900				
<u>107</u>		303,300	352,300				
<u>108</u>		303,600	352,700				
<u>109</u>		303,800	353,200				
<u>110</u>		304,200	353,600				
<u>111</u>		304,600	353,900				
<u>112</u>		304,900	354,200				
<u>113</u>		305,100	354,700				
<u>114</u>		305,300					
<u>115</u>		305,600					
<u>116</u>		306,000					
<u>117</u>		306,200					
<u>118</u>		306,400					
<u>119</u>		306,700					
<u>120</u>		307,000					
<u>121</u>		307,400					
<u>122</u>		307,600					
<u>123</u>		307,900					
<u>124</u>		308,200					
<u>125</u>		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600
		円 362,700					

## 改 正 条 例

<u>105</u>		302,700	353,200				
<u>106</u>		303,000	353,600				
<u>107</u>		303,300	353,900				
<u>108</u>		303,600	354,200				
<u>109</u>		303,800	354,700				
<u>110</u>		304,200					
<u>111</u>		304,600					
<u>112</u>		304,900					
<u>113</u>		305,100					
<u>114</u>		305,300					
<u>115</u>		305,600					
<u>116</u>		306,000					
<u>117</u>		306,200					
<u>118</u>		306,400					
<u>119</u>		306,700					
<u>120</u>		307,000					
<u>121</u>		307,400					
<u>122</u>		307,600					
<u>123</u>		307,900					
<u>124</u>		308,200					
<u>125</u>		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600
		円 362,700					